



現代保険業の産業組織に関する研究

井口, 富夫

(Degree)

博士 (経済学)

(Date of Degree)

1997-06-18

(Date of Publication)

2014-01-20

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙2144

(JaLCDOI)

<https://doi.org/10.11501/3129907>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2002144>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



氏名・（本籍） 井口富夫 （大阪府）

博士の専攻
分野の名称 博士（経済学）

学位記番号 博ろ第104号

学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位授与の日付 平成9年6月18日

学位論文題目 現代保険業の産業組織に関する研究

審査委員 主査 教授 新庄浩二
教授 岸本哲也 教授 潤川好夫

論文内容の要旨

本論文は、これまで経営学や法学からのアプローチが主流であった保険業の研究に、産業組織論の分析手法を導入することにより経済学の理論と実証に基づいた現状把握を行うとともに、保険業の将来のあり方について経済全体の視点からの考察を加えることを目的としている。保険業を産業としてとらえ、保険事業者、業務内容、産業組織などを説明した第1部5章と、保険業の規制と規制緩和を論じた第2部5章、これに全体を導入する第1章を加えた11章より構成される。

第1章「保険業の産業組織研究」では、所得水準の上昇、人口の高齢化など近年の経済環境の変化を背景に国民生活に占める保険業の役割が増大しており、産業論としての保険業を研究する必要性が高まっていること、および、これまでの保険業の産業組織研究を簡潔に展望し、わが国に関するこの分野の研究がごくわずかで、政府規制の是非を論じるには、不十分な状態にあることを指摘した後、以下の本論文の構成が示される。

第2章「保険とは何か」では、従来の保険学説による本質論からは、必ずしも参考になる見解が得られないし、保険を不測の偶発時に備えるための準備としての予備的動機に基づく貯蓄の一形態ととらえるべきであると主張される。そして、保険は預金とは違い、加入者が1人では成立せず、「大数の法則」が適用可能となるような多数の加入者の存在が必要であり、そのとき生み出される外部経済効果を内部化することにより加入者は「小さな資金で大きな保障」が約束される、という点に保険の特性があると指摘している。

第3章「保険事業者の全体像と保険業」では、保険事業者（=保険サービスを市場に提供する事業者）は政策的要素が付加されているか否かによって公保険と私保険（普通保険）とに分類されること、および、保険料の設定は基本的にはフルコスト原理に基づいて行われるが、公保険においては、「収支相当の原則」と「給付、反対給付均等の原則」が所得再分配を目的とした公的補助金の導入によって修正されること、が述べられる。なお、以下の各章では、国内で営業する生命保険会社30社と損害保険会社23社（両方で収入保険料総額の約70%を占める）を狭義の生命保険業および損害保険業と呼んで分析対象とするとしている。

第4章「保険会社の業務」では、保険会社の業務内容は、(i)新種保険の開発、(ii)新契約の募集(販売)、(iii)既存契約の維持・継続ないし保全、(iv)保険金の支払、の4段階に大きく区分できるとし、各業務の内容を説明している。そして、募集(販売)業務は保険会社が外部(消費者)に向けて行う行為であり市場が大きく関与するのに対して、開発や維持・継続業務は大部分が保険会社の内部で行われるものであることから、保険業への規制のあり方も業務内容に即して考慮されるべきであると指摘している。

第5章「生命保険業の産業組織」では、市場構造、市場行動、市場成果の相互間の関係という視点から生命保険業の産業組織の現状を分析している。その結果、わが国の生命保険業は戦後の混乱期から「20社体制」が確立された後、1951～93年の40年間に、収入保険料では約1000倍という高成長を上げたこと；その間外資系企業10社の参入はあったが、合計で約5%のシェアを得たに止まること；上位3社市場集中度は45%程度が高いとは言えず、2位以下の企業間では順位の変動も見られたこと；護送船団方式と言われる画一的行政下で価格競争が行われず、代わって大量の外務員採用による販売促進という形の非価格競争が見られたこと；利潤率のデータが得られないで市場成果の評価は困難であるが、価格(保険料)は90年代バブル経済の崩壊時までは長期にわたって低下傾向にあり、概ね良好であったと判断できること；といった点が明らかにされる。

第6章「損害保険業の産業組織」では、わが国の損害保険業に関して、以下の諸点が明らかにされる。すなわち、第2次大戦後急速に成長したが、普及率の点では生命保険より低いこと；その間外資系会社3社の参入があったが、参入率は1～2%と極めて限られていること；上位3社への市場集中度は40%程度であること；損害保険料率は許認可行政の下でカルテルが認められていること；利潤率を経営資本に対する経常利益で見ると比較的高く安定していること；市場成果を保険料率で測ると東京はニューヨークやロンドンに比べかなり低いこと。

第7章「保険規制の変遷と現状」では、保険業に対する規制は明治23年の旧商法公布に始まるが、生命保険会社および類似保険会社が乱立、倒産し、著しい社会的弊害の発生を見たことから明治33年の保険業法の公布・施行に至り、免許制、兼営・兼業の禁止、価格規制など今日の規制の基本部分はすでにこの時期に形成されたことが指摘される。その後、昭和14年の保険業法の全面改訂や戦後に新たな法律の追加などがあり現在に至るが、わが国の保険業に対する実体的監督主義に基づく厳しい規則をめぐっては、護送船団行政と呼ばれる通り大手企業に有利な業界保護となっているとする通説と、これを批判し、ある程度有効な競争が行われているとする見解とがあることを紹介している。

第8章「保険規制緩和への動き」では、1996年に実施された約100年振りの保険業法の全面改訂・施行までの経緯とその評価が与えられる。すなわち、保険業に対する規制緩和は第2次大戦直後にいくつかの改革が行われた後、1970年代以降には、外資系企業の参入許可、関連事業規制の緩和、資産運用規制の緩和などの形で徐々に進められてきたが、その背景には金融自由化の進展に伴って銀行・証券業との競争が資金運用面に限らず、保険の販売面でも激化し、保険会社からの規制緩和要求があつたこと；これまでの保険業の規制緩和は主として業界に利益をもたらす方向で実施されており、その利益が消費者に還元されたとは言えないこと；今回の保険業法の改訂は保険行政の透明性向上への第一歩を踏み出したものとして評価できるが、基本的に保険会社にとって自由行動の余地を拡大するものであり、消費者利益の向上がもたらされる保証はない；などの点を指摘している。

第9章「保険規制の基本的考え方」では、まず、保険の特性から保険業に対する規制の根拠を一般的に論じた後、多数の消費者との取引が行われる保険の募集・販売業務に関しては自由な市場原理を導入することが望ましく、価格規制と参入規制は原則として撤廃されること、他方、保険

売買後の資産運用を中心とした既存契約の維持・継続業務に関しては、保険会社の経営破綻予防策と経営破綻後の対策の二つに分けて考慮されるべきであると主張している。そして、これらに対応する措置としては、自己資本比率規制の導入とセーフティ・ネットとしての「契約者保護基金」の設立が考えられるが、保険会社が相互会社という特殊な企業形態を採っており、経営者支配に対するチェック機構がどこにも存在しないことから監督官庁が行う産業規制が高い重要性をもつと述べている。

第10章「保険料率規制の弊害と規制緩和」では、保険の価格規制が契約者利益に及ぼす効果（消費者余剰の減少）を測定し、もし自由化が行われたらどの程度の厚生の改善が期待できるかが検討される。具体的には、保険業法とは異なる規制下にある農業共済と生命保険会社の正味料率との比較から保険料率カルテルによる料率上昇率を求め規制効果を算出したところ、資源配分ロスは売上高の10%程度に達し、これに生命保険会社への所得移転となる厚生ロスを加えると、50%を超えるという結果が示されている。

第11章「業務分野の自由化と費用節約効果」では、業務分野規制が費用構造に与える影響を計測し、業務分野の自由化により費用節約効果が得られるか否かが検討される。生損保兼営に関するデータの得られる滋賀県の総合農協47組合をサンプルとして範囲の経済性の計測を行った結果、信用事業と保険業務との兼業、および生損保兼営のいずれについても費用節約効果が期待されることが明らかにされ、銀行、保険の間の相互参入や生保と損保の相互参入による業務分野の自由化は積極的に進めるべきであると考えられるが、その際同時に料率規制の緩和も実施されねばならないと指摘している。

論文審査の結果の要旨

本論文の貢献は主として次の諸点に認められる。

- (1) これまでの保険論の研究は保険契約論が主流で、主として保険会社の立場から独自の用語や概念を用いて展開されており、経済全体の立場からの保険業という視点を欠いていたのに対し、本論文は経済学の理論と実証の方法にもとづいて産業として保険業をとらえ、客観的データによる現状把握を行った。
- (2) 明治23年の旧商法公布に始まる保険規制の歴史的考察、ならびに第2次大戦後の保険業の産業組織論的分析をふまえて、戦後の目覚ましい発展が「護送船団方式」と呼ばれる厳しい価格規制や参入規制の下で実現された結果、消費者への利益還元が十分とは言えないことを計量的手法を混じえて実証的に明らかにした。
- (3) 保険の特性から保険業に対する規制のあるべき姿を示し、今回（平成8年）の保険業法の全面改訂と関連して、保険販売面における価格規制と参入規制とは原則撤廃すべきだが、保険販売後の長期間にわたる既存契約の維持・継続業務に関しては、保険のもつ「外部効果」を確実に実現させるための規制—具体的には自己資本比率規制の導入とセーフティ・ネットとしての「契約者保護基金」の設立—が必要であることを説得的に論じた。

しかし、本論文についてなお望まれる点として、以下を挙げることができる。

- (i) 保険会社が相互会社という特殊な企業形態をとっていることによって、保険会社の行動原理に株式会社とは異なる何か特徴的な点が認められるか否か、また、そのことが保険業に対する規制のあり方に影響するのか否かといった点を更に検討すること。
- (ii) 銀行業と並ぶ金融仲介機関としての保険業の役割について分析を深めること。
- (iii) 利用できるデータが限られているので計量的分析の利用には強い制約があるが、消費者への利

益還元が十分行われていないとする筆者の主張について、国際比較的視点を加えるなど分析手法を工夫して実証的裏付けを強化すること。

これらは、しかし、今後の研究にまつべきものであり、これをもって本論文の意義と貢献が損なわれるものではない。

以上を総合して、審査委員は一致して本論文提出者が博士（経済学）の学位を授与されるに十分な資格をもつものと判定する。